

【論点①】旧基本水量部分（月5 m^3 まで）の改定率について

- ➡基本水量（月5 m^3 まで）は前回（令和5年）の料金改定時に廃止したところ。
- ➡急激な値上がり为了避免、従量料金単価を低く抑えている。
- ➡従量料金の第1段（0 m^3 ～5 m^3 まで）は全体水量の約25%を占めている。
- ➡節水器具の普及など一人当たりの使用水量が年々低くなってきているなかにおいて、従量料金の5区分の中では、最も安定的な収入が見込める部分。
- ➡第1段は、他の区分より改定率を上げて、徐々に単価を引き上げていきたい。

現行料金の従量料金単価（税抜き）

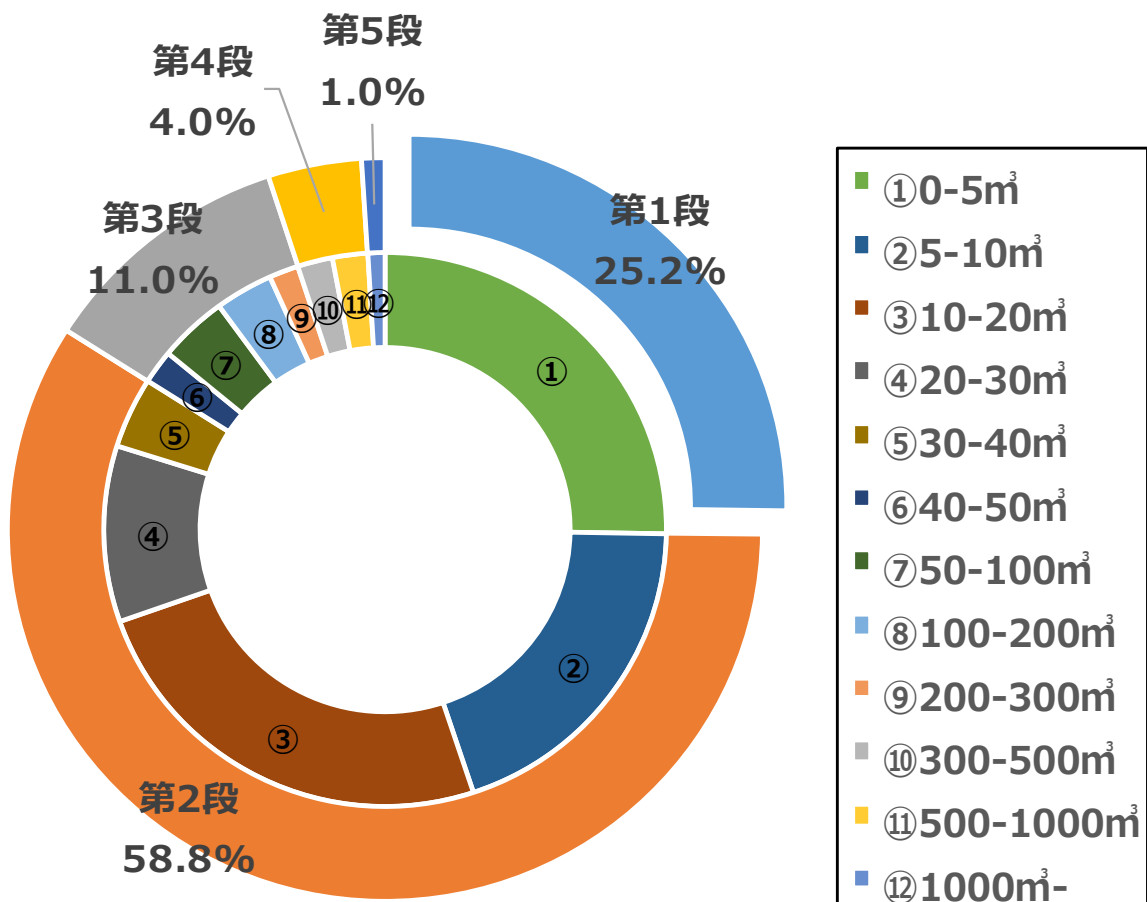
段階	区分	1 m^3 当り単価
第1段	0 m^3 を超え5 m^3 まで	39円
第2段	5 m^3 を超え40 m^3 まで	170円
第3段	40 m^3 を超え300 m^3 まで	204円
第4段	300 m^3 を超え1,000 m^3 まで	171円
第5段	1,000 m^3 を超える部分	161円

←単価上げていきたい

令和6年度実績における従量料金の平均単価

140.6円

平均単価を大幅に下回っている状況



【論点②】逡減型の料金体系について

資料 4

- ➡月300m³を超える部分について、逡減型を2段階で設定している。
- ➡水需要が減少する中で、少しでも大口使用者に水を使ってもらいたい意図。
- ➡特に第5段はボリュームゾーン（一般家庭）とされる月40m³までの単価よりも低い設定。
- ➡物価高において、価格転嫁等が可能な企業向けにどこまで配慮すべきか。
- ➡極端に高い単価設定をすると、企業が自前で水を確保し、逆に減収となる可能性もある。
※杵築はそもそも大口使用者が少なく、その心配は少ないと思われる。

➡大口使用者への逡減型は徐々に廃止していきたい。（第5段階を廃止し第4段階に統一する）

現行料金の従量料金単価（税抜き）

段階	区分	1m ³ 当り単価
第1段	0m ³ を超え5m ³ まで	39円
第2段	5m ³ を超え40m ³ まで	170円
第3段	40m ³ を超え300m ³ まで	204円
第4段	300m ³ を超え1,000m ³ まで	171円
第5段	1,000m ³ を超える部分	161円

最高単価との差

▲ 33円 ↓逡減

▲ 43円 ↓逡減

第5段階（1月当り1,000m³超え）の使用者（令和6年度実績）

No	使用者名	該当月（1月当り1,000m ³ 超え）	
		月数	平均水量
1	法人S	2月	1,236m ³
2	法人K	5月	1,182m ³
3	法人M	12月	1,507m ³
4	法人K	9月	1,497m ³
5	法人S	10月	1,169m ³
6	★公共	12月	1,376m ³
7	★公共	12月	1,277m ³
8	★公共	4月	1,055m ³

1,000m³超え分

472m³

910m³

6,084m³

4,473m³

1,690m³

4,512m³

3,324m³

220m³

21,685m³

有収水量全体の約1%でしかない

公共施設（★）を除くと、民間事業者は5事業者のみ。

第5段を設定することによる総値引き額 ➡ 21,685m³×11円＝238,535円…A

該当分の合計調定金額17,438,280円…B ➡ $A \div (A + B) = \text{約}1.3\%$ の値引き

料金表で見ると値引き感があるが実際はごくわずか

【論点③】統計に用いられる13mm月20m³当りの料金について

➡単純に13%改定とすると県内1位になってしまう。

➡20m³当り料金をどの程度にするかは意識する必要がある。

No	市町村名	20m ³ 料金（13mm）
1	姫島村	4,130円
2	九重町	3,780円
3	中津市	3,755円
4	杵築市	3,710円
5	宇佐市	3,650円
6	竹田市	3,465円
7	国東市	3,410円
8	由布市	3,300円
9	豊後大野市	3,200円
10	日田市	3,160円
11	玖珠町	3,080円
12	佐伯市	2,990円
13	臼杵市	2,990円
14	大分市	2,959円
15	別府市	2,924円
16	津久見市	2,695円
17	豊後高田市	2,530円
18	日出町	2,195円

➡ 単純に13%改定だと・・・
4,190円
県内1位！！

【論点④】基本料金について

➡基本料金とは、水道の利用量に関係なく、使用者の存在により発生する費用

➡総括原価方式で求められる基本料金と比較すると低く抑えられている

➡基本料金の割合を上げていきたい